

建設業許可申請の手引き

建設業の許可の種類について

1. 建設業の許可とは.....1
2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分.....1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分.....2
4. 「許可業種」の区分.....2
5. 許可の有効期間.....3

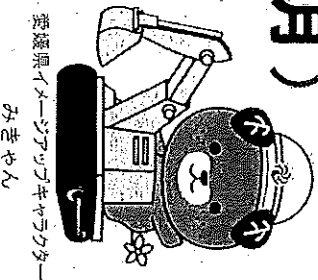
許可の要件について

1. 「許可要件」と「欠格要件」とは.....4
2. 常勤役員等の体制について.....4
3. 適切な社会保険に加入していることについて.....6
4. 専任技術者.....7
5. 誠実性.....9
6. 財産的基礎等.....9
7. 欠格要件.....10

申請書の提出について

1. 「申請区分」と「申請手数料」について.....11
2. 申請書の提出部数について.....12
3. 商業登記簿謄本等の添付について.....12
4. 許可の更新について.....12
5. 申請書類等の提出先について.....12
6. 許可申請に必要な書類.....12
- ☆ 許可申請書添付書類一覧.....13
- ☆ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料.....16
- ☆ 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料.....17
- ☆ 専任技術者の確認資料.....19
- ☆ 提出書類のとり方(申請書).....20

愛媛県
(令和3年1月)



- ☆ 事業年度終了後の決算報告(決算変更届).....21
- ☆ 変更等の届出事項と提出書類.....22
- ☆ 提出書類のとり方(変更届).....23

V 建設業者の届出と大臣の認可について

- 1. 承継の認可とは.....24
- 2. 承継の要件について.....24
- 3. 承継の申請手続きについて.....25
- ☆ 認可申請書添付書類一覧.....27

建設業者の届出と大臣の認可について

- ☆ 建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先.....30
- ☆ 営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧.....31
- ☆ 国土交通省令で定める学科(指定学科一覧).....35
- ☆ 複数業種に係る実務経験.....36
- ☆ 市町村下表(愛媛県).....37
- ☆ 建設業法による建設工事の業種区分一覧表.....38
- ☆ 許可申請等の手続きに係る押印廃止について(令和3年1月1日~).....42
- ☆ 許可等の書類に係る簡素化について(令和2年4月1日~).....43
- ☆ 健康保険被保険者証(写)のスキミングについて(令和2年10月1日~).....44
- ☆ 国土交通大臣許可業者の書類提出先について(令和2年4月1日~).....45

- 1. 建設業の許可とは
 - 「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならないとされています。ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいとされています。(建設業法(以下「法」という。))第3条第1項)

【軽微な建設工事の範囲】

建築一式工事の場合	工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅※を建設する工事
建築一式工事以外の場合	工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。
 ※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。
 ※木造住宅とは、主要構造部が木造で、①住宅、②共同住宅、③店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。
 ※軽微な建設工事のみを請け負う業者であっても、その工事が解体工事である場合は、「建設工事」に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による解体工事業者の登録を受ける必要がある。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可(以下「大臣許可」という。)となるか、都道府県知事許可(以下「知事許可」という。)となるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。(法第3条第1項)

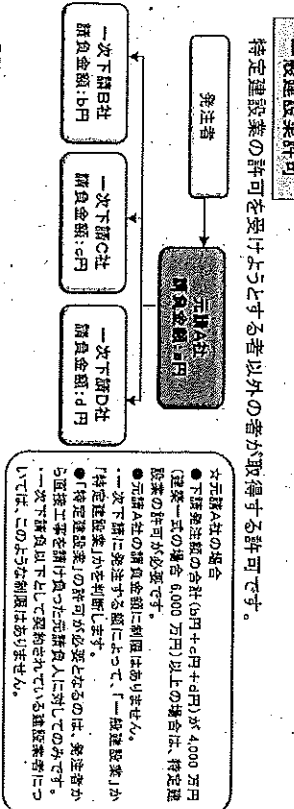
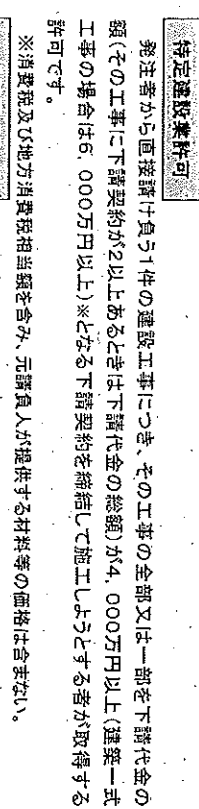
【大臣許可・知事許可の区分】

大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県のみで営業所を設けて営業しようとする場合

※大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を実施し得る区域に制限はありません。

- 「営業所」とは**
- 営業所とは、「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
 - 「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、契約の締結等、請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。
 - 単に登記上の本店等とされているだけで、実質的に建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業と無関係な支店、営業所等は、ここでの営業所には該当しません。
 - 許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出している営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分
建設業の許可は、以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。(法第3条第1項)



4. 「許可業種」の区分

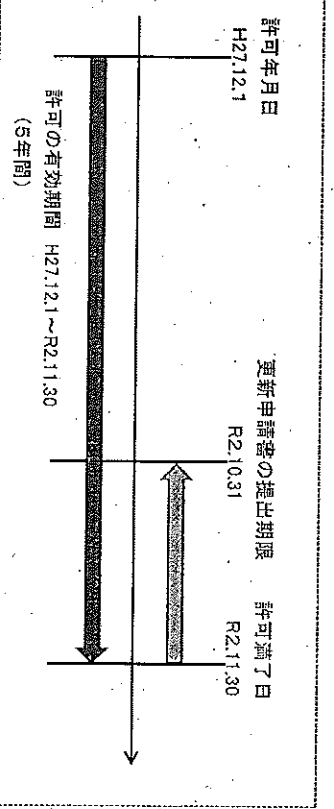
建設業の許可は、29の建設工事の業種ごとに受けなければなりません。各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。建設工事の業種は大きく分けて2つの一式業種と27の専門業種があります。(詳細:別紙①「建設工事の業種区分一覧表」をご覧ください。)

建設工事の種類	業種	建設工事の種類	業種	業種	番号
土木一式工事	土木工事業	土工	土工	土工	1
建築一式工事	建築工事業	建築一式工事	建築工事業	建築一式工事	2
大工工事	大工工事業	大工工事	大工工事業	大工工事	3
左官工事	左官工事業	左官工事	左官工事業	左官工事	4
とび・はし・コンクリート工事	とび・はし工事業	とび・はし工事	とび・はし工事業	とび・はし工事	5
石工事	石工事業	石工事	石工事業	石工事	6
屋根工事	屋根工事業	屋根工事	屋根工事業	屋根工事	7
電気工事	電気工事業	電気工事	電気工事業	電気工事	8
管工事	管工事業	管工事	管工事業	管工事	9
タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	タイル・レンガ・ブロック工事	タイル・レンガ・ブロック工事業	タイル・レンガ・ブロック工事	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋工事	12
舗装工事	舗装工事業	舗装工事	舗装工事業	舗装工事	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	14
板金工事	板金工事業	板金工事	板金工事業	板金工事	15

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。
なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。
【法第3条第3項、施行規則第5条】
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。
【法第3条第4項】

● 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。



1. 「許可要件」と「欠格要件」とは
建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

- 許可要件
- ① 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして次の国土交通省令に定める基準に適合する者であること
 - (1) 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし、適切な経営能力を有すること。
 - (2) 適切な社会保険に加入していること。
 - ② 営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
 - ③ 専任技術者等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。
 - ④ 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金融的信用を有していること。

- 欠格要件
- ① 許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
 - ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。(7. 欠格要件を参照)

2. 常勤役員等の体制について
建設業者の事業の持続可能性の観点から、経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要であり、常勤役員等の体制が一定の条件を満たすものとして、①又は②のいずれかの者を置くことが必要です。

- ①常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること
 - a. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - b. 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)にある者として経営業務を管理した経験を有する者
 - c. 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

常勤役員等の体制を有する者とは
法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

建設業の管理責任者としての経験を有する者とは
全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。

建設業の管理責任者としての経験を有する者とは
業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

～執行役員等としての経営管理経験～
取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配属、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

②常勤役員等のうち一人が (a) 又は (b) のいずれかに該当する者であつて、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として (o1)、(o2) 及び (o3) に該当する者をそれぞれ置くものであること。

- a. 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- b. 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。

- (例) a. 取締役2年、執行役員3年の経験(いずれも建設業に関する経験)
- (例) b. 取締役3年(建設業以外)、取締役2年(建設業に関する経験)
- o1. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
- o2. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
- o3. 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の業務運営の経験を有する者

建設工事の施工にあつて必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。

社内や工事現場における動態の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。
(注) 財務管理、労務管理、業務運営の経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

【建設の専任技術者となる職員の配置】

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。

【役員等が建設の地位にあること】

当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ職上の地位にある者をい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

3. 適切な社会保険に加入していることについて
建設業の働き方改革の推進、現場の処遇改善の観点から、社会保険に加入していない場合は、許可を受けることができません。そのため、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、適用事業所に該当する全ての営業所(法第3条に規定する営業所)について、関係法令に規定する届書を提出していることが必要です。

健康保険

健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出していること。

厚生年金保険

厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出していること。

雇用保険

雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業所の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出していること。

④ 「営業所」は法第3条に規定する営業所(本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所)であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でない営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。

4. 専任技術者

(1) 専任技術者の配置

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積り、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、建設業を営む全ての営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要です。

※ 許可を取得した後、専任技術者が退職等により、後任が不在となった場合は、要件の次知として許可の取消しとなる場合があります。(法第29条第1項第1号)

「専任」とは...

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。そのため、営業所の専任技術者については、当該営業所の常勤の者の中から選ぶこととなります。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常勤上通勤が不可能な者
- 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により、専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について、専任に近い状態にあると認められる者
など

⑤ 「営業所」における専任技術者は、工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐になることはできません。

特例として、営業所における専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼務するためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ① 当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事で、請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上でないこと。

(2) 専任技術者の資格要件

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者の資格要件 (①~③のいずれか)	特定建設業の専任技術者の資格要件 (①~③のいずれか)
<p>① 一定の国家資格等(注1)有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、一定期間以上の実務経験(注2)を有する者 ・大学又は高等専門学校(注3)を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専門学校(注4)の指定学科を卒業した後、3年以上の実務経験を有する者 ・専門学校又は中等教育学校の指定学科を卒業した後、5年以上の実務経験を有する者 ・10年以上の実務経験を有する者 ・建設業種について、一定期間以上の実務経験を有する者(注5)</p> <p>③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者</p>	<p>① 一定の国家資格等(注1)有する者</p> <p>② 一般建設業の営業所専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、業主(注7)から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(注8)あるものについて、2年以上、建設工事の設計、施工の全部(注9)について工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監理した経験を有する者(注10)(建設業(注3)を除く)</p> <p>③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査(注6)を受け、特定建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業(注11)に関して、過去に特設講習を受け、同講習の修了試験に合格した者(注12)は国土交通大臣が定める講習に合格した者(注13)</p>

<p>(注1) 営業所専任技術者となり得る国家資格等については、別紙の「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」を参照下さい。</p> <p>(注2) 「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいひ、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土及びその見直しに従事した経験等も含みますが、ただし単に建設工事の発注の経験については含まれません。(「建設業許可事務ガイドライン」について(参照))</p> <p>(注3) 「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。別紙の「国土交通省等で定める学科」を参照下さい。</p> <p>(注4) 専門学校とは専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士とは同告示第3条に規定するものを指します。</p> <p>(注5) 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「建設業種」については、別紙の「建設業種に係る実務経験」を参照下さい。</p> <p>(注6) 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省建設業課にお問い合わせ下さい。</p> <p>(注7) 以下について、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなされます。 昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験 ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験 ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験 (土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の計7業種)</p> <p>(注8) この特別認定講習及び講習については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであるため、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。</p>

5. 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等)をいう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對して業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)若しくは一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人である者を除く。))をいう。以下同じ。)が、個人である場合においては、その意又は一定の使用人が請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれがあるかなどを判断する必要があります。

- 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいいます。
- 「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

【誠実性を満たさない者の例】
・建設士法、宅地建物取引業法等の規定により、不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

6. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足る以下の財産的基礎又は金融的信用を有していることが必要です。
既存の企業にあつては、直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあつては、創業時における財務諸表において判断します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。</p> <p>③ 許可申請直前の過去5年間、建設業の許可を受けて継続して営業した実績を有すること。</p>	<p>次のすべてに該当すること。</p> <p>① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

○「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に計上され、その利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

○「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等を得られることをいう。

○「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

○「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。

○「自己資本」とは、法人にあつては、株式会社は公定資本、持分会社等の出資金額を、個人にあつては、期首資本金をいう。

○法的な措置を講ずる等により経営再建中の建設業者が、特定建設業の許可の更新を行おうとする場合の取扱いについては、「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱い」について(平成12年建設省経建策第111号)を参照のこと。

7. 欠格要件

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

② 以下のいずれかの事項に該当する場合(役員等、支配人又は業務執行の長に該当する者を含む)
 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 ・不正の手段により許可を受けたこと、または営業停止処分を違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
 ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 ・許可の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(更新の場合は適用しない)
 ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 ・建設業法、または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの(精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
 ・営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
 ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。
 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第48条、第49条又は第50条
 ・刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
 ・暴力行為等処罰に関する法律
 ・建築基準法第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、の規定による特定行政庁又は建築監督員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)
 ・宅地造成等規制法第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
 ・都市計画法第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
 ・景観法第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
 ・労働基準法第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。))第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により適用される場合を含む。)、の規定により適用される場合を含む。)、又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
 ・職業安定法第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
 ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

1. 「申請区分」と「申請手数料」について

申請区分	概 要	申請手数料
新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合 以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合 ① 国土交通大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき ② 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなったとき ③ 都道府県知事の許可を受けた者が2以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったとき	9万円
許可換元新規	以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合 ① 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ② 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	9万円
増・特新規	以下のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合 ① 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業(業種)について一般建設業の許可を申請する場合 ② 特定建設業の許可を受けている者が他の建設業(業種)について特定建設業の許可を申請する場合	5万円
業種追加	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合	5万円
更新		5万円

○要領収入証紙を、正本の所定の欄に貼付すること。
 ○一般と特定の許可を同時に申請する場合、更新と業種追加を同時に申請する場合等、複数の申請を1つにまとめて申請することができます。
 ただし、それぞれの申請について手数料がかかるので留意すること。

●例
 ・一般と特定の許可を同時に申請する場合：18万円(般・特新規)
 ・更新と業種追加を同時に申請する場合：10万円(更新+業種追加)
 ・般・特新規の許可と業種追加を同時に申請する場合：14万円(般・特新規+業種追加)

【知事許可】許可申請書添付書類一覧（用紙一覧）

申請区分	1) 新規	2) 許可更新	3) 更新	4) 業種追加	5) 更新	6) 業種追加	7) 特新規	8) 更新	9) 更新
新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○
許可更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

正本	1部
副本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっていたもの)のある様式の写し

2. 申請書の提出部数について
 愛媛県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、次のとおりです。

3. 商業登記簿謄本等の添付について

申請書の正本に添付する商業登記簿謄本等は原本を添付すること。なお、副本は正本の写し
 4. 許可の更新について

許可の更新(更新に併せて、「業種追加」、「特新規」を同時に申請する場合を含む)を受けようとする者は、有効期間満了の日の前30日までに許可申請書を提出すること。
 なお、「更新」の際に、「業種追加」または「特新規」もしくはその両方を加えて申請した場合(申請の区分:7,8,9)に、審査状況により許可の有効期間の調整(一本化)ができる場合があるため、日程に余裕を持って申請すること。

5. 申請書類等の提出先について

許可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出すること(「お問い合わせ先」を参照)。

6. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

ホームページ > 県政情報 > 電子行政サービス > 申請書等電子配布サービス > 申請書等電子配布サービス > 組織別一覧 > 土木部 > 建設業許可申請関係
<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/doboku/070/070005/070005.html>

申請書類(別紙別表)	業種別									
	別紙1	別紙2(1)	別紙2(2)	別紙3	別紙4	第2号	第3号	第4号	第6号	第7号の3
許可申請書表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所一覧表(新規許可等) ※注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業所一覧表(更新) ※注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
収入証紙等はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
損益計算書、完成工事原価報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株主資本等変動計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
注記表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
附属明細表 ※注6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所屬建設業者団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主要取引先一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※A又はBのいずれかに該当するものを提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【知事許可】許可申請書添付書類一覧 (用紙一覧)

申請区分	1) 新規 許可受取新規 般・特新規	2) 新規 許可受取新規 般・特新規	3) 新規 許可受取新規 般・特新規	4) 業種追加 更新 般・特新規	5) 更新 般・特新規	6) 業種追加 更新 般・特新規	7) 般・特新規 業種追加 更新 般・特新規	8) 業種追加 更新 般・特新規	9) 業種追加 更新 般・特新規	10) 業種追加 更新 般・特新規
新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

申請区分	1) 新規 許可受取新規 般・特新規	2) 新規 許可受取新規 般・特新規	3) 新規 許可受取新規 般・特新規	4) 業種追加 更新 般・特新規	5) 更新 般・特新規	6) 業種追加 更新 般・特新規	7) 般・特新規 業種追加 更新 般・特新規	8) 業種追加 更新 般・特新規	9) 業種追加 更新 般・特新規	10) 業種追加 更新 般・特新規
新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【知事許可】許可申請書添付書類一覧 (用紙一覧)

申請区分	1) 新規 許可受取新規 般・特新規	2) 新規 許可受取新規 般・特新規	3) 新規 許可受取新規 般・特新規	4) 業種追加 更新 般・特新規	5) 更新 般・特新規	6) 業種追加 更新 般・特新規	7) 般・特新規 業種追加 更新 般・特新規	8) 業種追加 更新 般・特新規	9) 業種追加 更新 般・特新規	10) 業種追加 更新 般・特新規
新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※○印は必要書類、●印は該当する場合に必要な書類、△印は変更がなければ省略可能な書類)

申請区分	1) 新規 許可受取新規 般・特新規	2) 新規 許可受取新規 般・特新規	3) 新規 許可受取新規 般・特新規	4) 業種追加 更新 般・特新規	5) 更新 般・特新規	6) 業種追加 更新 般・特新規	7) 般・特新規 業種追加 更新 般・特新規	8) 業種追加 更新 般・特新規	9) 業種追加 更新 般・特新規	10) 業種追加 更新 般・特新規
新規	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
業種追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎ 添付内容の確認を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。

(注1) 別表(1)、(2)の記入方法
 ・従たる営業所がない場合であっても別紙(1)、(2)は必要となるので、余白に「該当なし」と記入し添付すること。なお、その場合は主たる営業所の欄に「営業しようとする建設業」の欄に該当がない営業所に申請区分が「業種追加」、「般・特新規」の場合、「営業しようとする建設業」の欄に「営業しようとする建設業」が変更になった場合は、当該営業所において営業する業種全てを「更新」と「業種追加」等を同時に申請する場合(申請区分6～9の場合)、(1)②を両方の添付が必要。(1)に業種追加等により「営業しようとする建設業」が変更となった営業所についての記入をし、(2)に更新に該当する内容を記入する。

(注2) 当面の欄、「期間」、「相談後」及び「株主等」については提出不要。

(注3) 建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として、登記されていないことの証明書及び身分証明書又は診断書(いすれかの提出が必要)、ただし、身分証明書にあつては、建設業法施行規則第3条第2項に規定する特別の理由を有しない者に該当しない旨の証明を併せて成年被後見人及び被後見人とみなされる者に該当しない旨の証明がされている場合は、提出不要。

(注4) その営業所を使用する租底を確認するため、写真貼付台紙等に自己所有又は賃借借等の別を記載すること。

(注5) 役員等の一覧表(様式第1号別紙一)に記載された者全員について作成することとされていますが、当面の欄、「顧問」、「相談後」及び「株主等」については、「顧問」の欄への記載並びに署名及び押印は不要。

(注6) 本欄が1億円超、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特別の理由を有する会社)を除く。が作成の対象となっており、それ以外の方は添付不要です。また、金融商品取引法(昭和22年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

令和3年1月から

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、建設業許可申請書に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契約も廃止します。

常勤役員等及び非常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の確認として、下記1と2について、それぞれ書類を提出してください。提出できる書類の内容により、必要に応じて複数の書類を用意してください。

なお、必要に応じてその他にも書類の提出等を求める場合があります。

1. 証明者における被証明者の経験等が確認できる書類

- ア 被証明者が証明者の役員・支配人であったことを確認できる登記事項証明書(現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等)
- イ 被証明者が証明者の役員・支配人(令第3条に規定する使用人であったことを確認できる建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等(証明者が建設業許可を受けたものである場合))
- ウ 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控えの写(原本提示)(個人事業主が自己証明する場合)

常勤役員等及び非常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

建設業法施行規則第7条第1号イ又はロに該当する者の常勤性を証明するものとして、次のいずれかの書類を提出してください。

- ア 被証明者が常勤役員等を直接補佐する地位にあることが確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ その他、被証明者の地位や経験等を確認することができる書類

2. 証明者における建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 証明者が建設業許可業者である場合、建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、事業年度経過後の変更届出書
- イ 証明者が建設業を営業していたことが確認できる工事請負契約書、注文書・請書、請求書等の写(原本提示)
- ウ その他、建設業の営業及び工事の実績が確認できる書類

- ア 執行役員等の地位が経営業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認できる業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ウ 建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていることを確認できる定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- ア 被証明者が準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類
- イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ウ 被証明者の補佐経験の期間が確認できる人事発令書その他これらに準ずる書類
- エ 証明者が個人事業者の場合、被証明者が準ずる地位(事業専従者等)であったことが確認出来る確定申告書等
- オ その他、準ずる地位にあつて経営業務を補佐していたことを確認できる書類

※行つていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

- ア 健康保険被保険者証の写(事業所名が記載されているものに限る。)
- イ 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る)(原本提示)
- ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示)
- エ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示)
- オ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示)
- カ 法人においては、委託と役員報酬明細の写(原本提示)
- ク 確定申告書
- キ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)

個人においてはその写(原本提示)

④ 「健康保険被保険者証(写)」等を提出される際には、「保険者番号」「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

各地方整備局等建設業担当課 殿
各都道府県建設業主管課 殿

国土交通省総合政策局建設業課許可係

建設業許可における後期高齢者の在籍確認について

建設業許可申請の審査事務においては、建設業法第7条等の規定により経営業務の管理責任者等について常勤性の確認を行っている。

許可を受けようとする者が健康保険の適用事業者[※]である場合には、健康保険被保険者証又は健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書の写し（以下、「健康保険被保険者証等」という。）により常勤性の確認が可能であるが、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が施行されることにより、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者（以下、「後期高齢者等」という。）については、新制度に移行することにより、健康保険被保険者証等により常勤性の確認ができないこととなる。（下記参照）

後期高齢者等の常勤性の確認については、健康保険被保険者証等に代わる書類として下記のものがあるため、資格審査の際に活用されたい。

（注）法人の専業主婦及び常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所については、強制適用事業所となり、必ず健康保険及び厚生年金保険に加入しなければならない。

記

1. 後期高齢者医療制度による影響

現行：75歳以上であっても、社会保険適用事業所に一定日数勤務していれば、社会保険の被保険者となる。

そのため、以下により常勤性が確認可能

- 健康保険被保険者証により勤務地が記載されている
- 健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書により従業員の名前が記載されている

新制度：後期高齢者等については、勤務形態に関係なく全て新制度に移行

- 新たに交付される「後期高齢者医療被保険者証」には勤務地が記載されない
- 社会保険の被保険者でないため、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬額決定通知書に従業者として名前が記載されない

2. 健康保険被保険者証等に代わる確認書類

(1) 対象者

(2) の書類で常勤性の確認ができるのは、次の要件を全て満たす者

- 昭和13年4月2日以降に生まれ、70歳以上の者
- 厚生年金保険の適用事業所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね4分の3以上の者
- 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者

(2) 確認書類

- 対象者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者」該当届
- 7月1日に対象者を雇用しているとき
…「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎届」

* 詳細は、下記URLで確認

（参考）

「後期高齢者医療制度」について
厚生労働省HP
「医療制度改革に関する情報」
<http://www.mhlw.go.jp/funoya/shakaihoshohiryouseido01/info02d.html>

「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」について
社会保険庁HP
パンフレット「専業主のみなさまへ（平成19年4月より厚生年金保険の新しい仕組みが絡みます。）」
<http://www.sia.go.jp/inform/hamp/h/index.htm#p1>

専任技術者の確認資料（参考）

新	規	新	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 健康保険被保険者証の写（事業所名が記載されているものに限る。）</p> <p>イ 雇用保険被保険者通知書の写（雇用初年度に限る（原本提示））</p> <p>ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（原本提示）</p> <p>エ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写（原本提示）</p> <p>オ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写（原本提示）</p> <p>カ 法人においては表紙と役員報酬明細の写（原本提示）</p> <p>キ 確定申告 個人においてはその写（原本提示）</p> <p>ク 後期高齢者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）の在籍確認は別途確認書類有（別添通知参照）</p> <p>2 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの</p> <p>ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示</p> <p>イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示</p> <p>ウ 技術者の要件が実務経験の場合は</p> <p>① 実務経験の内容を確認できるもの</p> <p>・ 工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写（原本提示）</p> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <p>健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）</p> <p>・ 厚生年金加入期間証明書</p> <p>・ 特別徴収税額通知の写（期間分一原本提示）</p> <p>・ 確定申告書 （受付印押印のもの）</p> <p>法人では役員に限る</p> <p>個人においてはその写（期間分一原本提示）</p> <p>ニ 指導監督の実務経験の場合は、契約書の写</p>
更	新		<p>常勤性を証明するものとして上記1のア、ウ、キのうちいずれか</p>

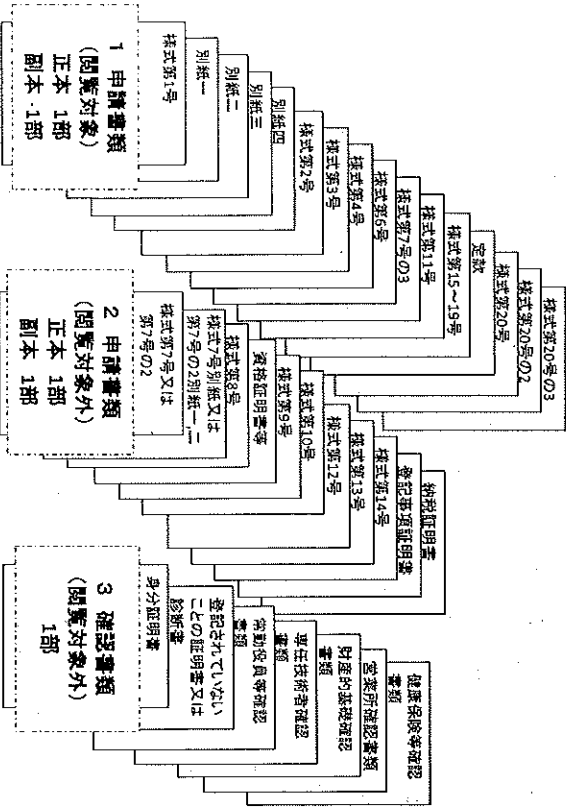
◎記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。

提出書類のとり方(申請書)

知事許可業者に係る申請書は次のとおり分冊して提出してください。

1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(それぞれをクリップ等で留めてください。)



許可を受けた後、商号・名称、営業所所在地、役員、営業所の専任技術者等に変更事項が生じた場合又は法律第12条に該当することとなった場合には、別紙「変更等の届出事項と提出書類」のとおり変更届出書等を作成し、それぞれ定められた期限内に提出を行う必要があります。
 また、事業年度終了後の決算報告(決算変更届)は、毎年度必ず届け出てください。
 なお、提出部数及び提出先は許可申請書と同じです。

様式番号等	提出書類の名称	届出者の別
カケラウケ別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 質借対照表 損益計算書、完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 ※ 事業報告書(任意様式:株式会社のみ) 事業税の納税証明書	法人の場合
カケラウケ別紙8 第2号 第3号 第18号 第19号	変更届出書 工事経歴書 直前3年の各事業年度における工事施工金額 質借対照表 損益計算書 事業税の納税証明書	個人の場合
第4号 第7号の3 第11号	【変更があった場合のみ】 使用人数 健康保険等の加入状況 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 定款(法人のみ)	法人・個人

※資本の額が1億円超、又は最終の質借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。)が作成の対象となりますので、それ以外の方は添付不要です。
 また、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

＜変更等の届出事項と提出書類＞

○:必要な書類 ▲:場合によって必要な書類

届出事由	提出期限																	
	納税証明書 様式第20号	登記事項証明書※3 定款	別紙第1号	別紙第2号	別紙第3号	別紙第4号	別紙第5号	別紙第6号	別紙第7号の1 別紙第7号の2 別紙第7号の3 別紙第7号の4 別紙第7号の5 別紙第7号の6	別紙第8号	別紙第9号	別紙第10号	別紙第11号	別紙第12号	別紙第13号	別紙第14号	別紙第15号	
1 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号又は第7号の2に記載されている者) ※2	変更・追加 削除	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 専任技術者 ※2	変更・追加 削除	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 欠格要件に該当したとき		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 令第3条に規定する使用人 ※2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 商号又は名称		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 営業所の名称・所在地		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 営業所の新設 ※4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 営業所の廃止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 営業所の業種追加		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 営業所の業種廃止		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 資本金額		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 役員等	就任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	改姓等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	解任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 個人業者又は支配人の氏名 ※2	個人事業主	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支配人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 支配人	就任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	解任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 廃業(全部)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 廃業(一部)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 毎事業年度(決算期)を経過したとき ※8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

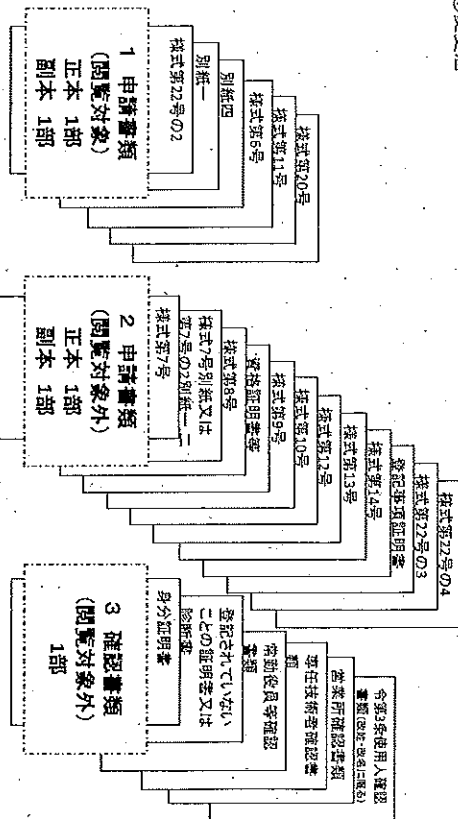
- ※1 営業所に係る変更がない場合は(第二面)は提出不要。
- ※2 改姓・改名の場合は、改姓・改名後の戸籍抄本又は住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)を添付。
- ※3 法人で登記事項となっている場合に添付
- ※4 このほか、営業所の代表者及び専任技術者に関する届出が必要。
- ※5 当面の間、「顧問」、「相談役」及び「株主等」については提出不要。
- ※6 廃業した業種以外に専任技術者として担当する業種がない場合に添付。
- ※7 一部廃業した業種以外に、まだ専任技術者として担当する業種がある場合に添付。
- ※8 決算変更届表紙(別紙8)により届出

提出書類のとり方(変更届)

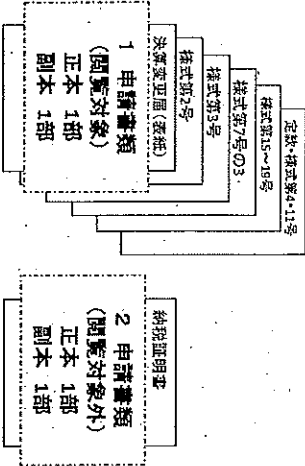
1 申請書類(閲覧対象)	正本1部・副本1部
2 申請書類(閲覧対象外)	正本1部・副本1部
3 確認書類(閲覧対象外)	1部

(書類が複数枚になるときはクリップ等で留めてください。)

①変更届



②決算終了後変更届



1. 承継の認可とは

建設業者が事業の譲渡(個人事業主が生前に行う事業承継、法人成りも含む。)、会社の合併又は分割を行い、建設業の全部を他の者が承継する場合に、あらかじめ所定の手続きを経て認可を受けることで、建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

また、建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き継ぎようとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 30 日以内に認可の申請を行うことで、被相続人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。

2. 承継の要件について

承継の認可を受けるためには、次の全てに該当している必要があります。

- 承継の事実が発生する前に申請を行い、認可を受けること。
相継以外の承継(事業の譲渡、合併及び分割)については、事実の発生前にあらかじめ認可を受ける必要があります。承継の事実が発生した後に行う認可はできません。そのため、遅くとも承継の事業発生日の 30 日前までに申請を完了させてください。

なお、承継申請を行うおとすときは、事前に主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部又は土木事務所の窓口でご相談ください。事前相談なく承継申請をされた場合、申請書類の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生するまでに認可がでない恐れがあります。

- 事業譲渡等によって、建設業の全部を承継先に承継させること。

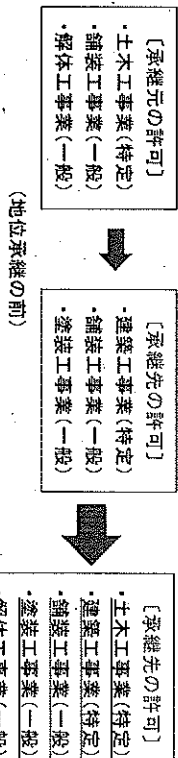
承継元が営んでいた建設業の全部を承継先に承継させる場合に限り、許可の承継が可能です。承継元が営んでいた一部の業種のみを承継することはできません。

なお、認可申請の前に一部の業種を廃業し、残った業種を全て承継させることは差し支えありません。

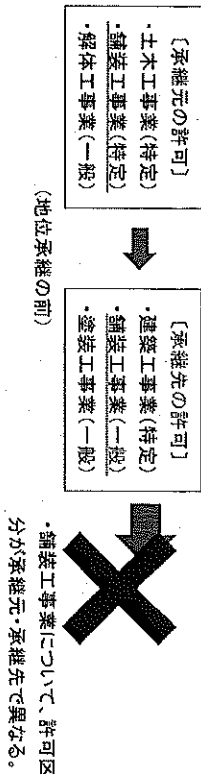
- 承継元が許可を受けている建設業の業種区分(一般、特定)について、承継先が同一の業種で異なる区分の許可を受けていないこと。

1つの業者が同一の業種について、一般建設業と特定建設業の許可を受けることはできません。このため、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、許可の承継が可能です。

【承継できる例】



【承継できない例】



※承継先(一般)又は承継元(特定)が舗装工事業を事前に廃業すれば承継可能となります。

- 承継後の全ての業種について、承継先が許可の要件を満たしていること。

承継先の業者は、承継後に有することとなる全ての業種について、専任技術者の配置をはじめとする許可の要件を満たす必要があります。

なお、申請時点で承継先が建設業の許可を受けていなくても、事業譲渡等によって承継元の役員や技術者が承継先に移ることで要件を満たすことになる場合は、承継は可能です。

3. 承継の申請手続きについて

- 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可業者による認可申請を行う場合の申請書の部数は次のとおりです。

正本	1部
副本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっていたもの)のある様式の写し

建設業法に規定された各種申請等についてのお問い合わせ先

「建設業許可申請書」、「経営規模等評価申請及び総合評価値請求書」の提出及びこれら申請に係る問い合わせ等につきましては、主たる営業所の所在地を所管する以下の各地方局建設部・土木事務所までお願いします。

主たる営業所の所在地	問い合わせ先
四国中央市	東予地方局四国中央土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455(内線308、309)
新居浜市、西条市	東予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒793-0042 西条市豊多川196番地1 電話番号 0897-56-1300(内線407、408)
今治市、上島町	東予地方局今治土木事務所管理課(契約・建設業係) 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500(内線262、268)
松山市、伊予市、東温市、松前町、速那郡	中予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒790-8502 松山市北橋田町132番地 電話番号 089-909-8769(ダイヤルイン)
久万高原町	中予地方局久万高原土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210(内線415、416)
大洲市、内子町	南予地方局大洲土木事務所事業管理課(契約・建設業係) 〒795-8504 大洲市東大洲174 電話番号 0893-24-5121(内線304、306、322)
八幡浜市、伊方町	南予地方局八幡浜土木事務所管理課(契約・建設業係) 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111(内線406、407)
西予市	南予地方局西予土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331(内線134)
宇和島市、松野町、鬼北町	南予地方局建設部管理課(契約・建設業係) 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211(内線407、408)
愛南町	南予地方局愛南土木事務所用地管理課(契約・建設業係) 〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145(内線205)
	愛媛県土木部土木管理局土木管理課(契約・建設業G) 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643(ダイヤルイン) ※お問い合わせのみ対応

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

○「特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格者等」 ○「一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格者等」

特定建設業指定7業種

資格区分	建設業の種類	建設業の種類												
		土木	建築	電気	機械	衛生	水産	林業	農林	衛生	水産	林業	農林	
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級建設機械施工技術士(第一種~第六種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級土木施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級土木施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級建築施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級建築施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級電気工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級電気工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級管工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級管工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級電気通信工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級電気通信工事施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1級造園施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級造園施工管理技術士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築士法 「建築士試験」	1級建築士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級建築士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	木造建築士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術士法 「技術士試験」	(部門) (選択科目)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設・総合技術監理(建設) ※[鋼構造及びコンクリート]を除く	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建設[鋼構造及びコンクリート]・総合技術監理(建設・鋼構造及びコンクリート)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業[農業土木]・総合技術監理(農業-農業土木)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電気電子・総合技術監理(電気電子)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	機械・総合技術監理(機械) ※[流体力学]・[熱工学]を除く	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	機械[流体力学]又は[熱工学]・総合技術監理(機械-流体力学又は熱工学)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上下水道・総合技術監理(上下水道) ※[上水道及び工業用水道]を除く	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	上下水道[上水道及び工業用水道]・総合技術監理(上下水道-上水道及び工業用水道)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水産[水産土木]・総合技術監理(水産-水産土木)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森林[林業]・総合技術監理(森林-林業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	森林[森林土木]・総合技術監理(森林-森林土木)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衛生工学・総合技術監理(衛生工学) ※[水質管理]・[薬物管理]を除く	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衛生工学[水質管理]・総合技術監理(衛生工学-水質管理)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生工学[薬物管理]・総合技術監理(衛生工学-薬物管理)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
電気工事士法 「電気工事士試験」	(合格後の実務経験)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第1種電気工事士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気事業法 「電気主任技術者国家試験等」	第2種電気工事士	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電気工事主任技術者(第1種・2種・3種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	電気通信主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定建設業の営業所専任技術者となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者にもなれます。

なお、特定建設業に係る指定建設業(7業種)の専任技術者となる者は、上記「◎」に該当する者又は大臣特認に該当する者に限られます。

(注1) 解体工事業の欄に記載の注記(※印)については、以下のとおりです。

- ※1:経過措置として、平成28年6月1日時点において現に及び土工事業の技術者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者としてみなされる。
 - ※2:平成27年度以前の合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要(いずれかの要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)
 - なお、2級建築施工管理技士(建築)については、平成28年6月1日時点において現に及び土工事業に係る技術者に該当しないため、経過措置の適用はない。
 - ※3:技術士試験に係る資格は当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要(いずれかの要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)
 - [登録解体工事講習とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であった国土交通大臣の登録を受けたものをいう。]
 - ※4:2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は、合格後、解体工事に関する実務経験3年以上が必要(要件を満たさない場合は、経過措置に該当し、※1と同様の取扱いとなる。)
- (注2) 等級区分が2級の場合、平成15年度以前の合格者については合格後必要な実務経験は1年以上となります。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。)
- (注4) 基礎くい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本基礎建設協会及び(一社)コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。)
- (注5) 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格
- (注6) 建築物等に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(一社)日本計測工業会が行う1級の計測士技術審査が該当する。)
- (注7) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの(具体的には(公社)全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当する。)
- (注8) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者を行い、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

国土交通省令で定める学科

〔建設業法施行規則第一条1

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この条において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
舗装工事業	
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	
カーヌ工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	
とび・土工工事業	
石工事業	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
解体工事業	
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
電気通信工事業	
管工事	
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	
鋼構造物工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
仮会工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
消防施設工事業	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さび工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

複数業種に係る実務経験

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工事業	1. 建築工事業及び大工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工事業	1. 土木工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者

建設業許可・経営事項審査関係 市町コード表(愛媛県)

更新:平成20年4月1日(地方局再編以降)

市町名	コード	所轄する地方自治体/土木事務所
四国中央市	38213	四国中央土木事務所
新居浜市	38205	東予地方局建設部
西条市	38206	
今治市	38202	今治土木事務所
上島町	38356	中予地方局建設部
松山市	38201	
伊予市	38210	
東温市	38215	久万高原土木事務所
松前町	38401	
砥部町	38402	大洲土木事務所
久万高原町	38386	
大洲市	38207	八幡浜土木事務所
内子町	38422	
八幡浜市	38204	西予土木事務所
伊方町	38442	
西予市	38214	南予地方局建設部
宇和島市	38203	
松野町	38484	愛南土木事務所
鬼北町	38488	
愛南町	38506	

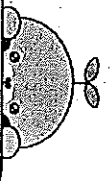
別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 (3/4)

業種区分	業種区分	業種区分	業種区分	業種区分
業種区分	業種区分	業種区分	業種区分	業種区分
17 電気工事	電気工事	電気工事	電気工事	電気工事
18 防水工事	防水工事	防水工事	防水工事	防水工事
19 内装仕上工事	内装仕上工事	内装仕上工事	内装仕上工事	内装仕上工事
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事	機械器具設置工事
21 機械工事	機械工事	機械工事	機械工事	機械工事
22 電気通信工事	電気通信工事	電気通信工事	電気通信工事	電気通信工事
23 造園工事	造園工事	造園工事	造園工事	造園工事
24 その他工事	その他工事	その他工事	その他工事	その他工事
25 建築工事	建築工事	建築工事	建築工事	建築工事
26 水道施設工事	水道施設工事	水道施設工事	水道施設工事	水道施設工事

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表 (4/4)

業種区分	業種区分	業種区分	業種区分	業種区分
業種区分	業種区分	業種区分	業種区分	業種区分
27 消防施設工事	消防施設工事	消防施設工事	消防施設工事	消防施設工事
28 清掃施設工事	清掃施設工事	清掃施設工事	清掃施設工事	清掃施設工事
29 解体工事	解体工事	解体工事	解体工事	解体工事

令和3年1月から



建設業法及び同法施行規則の規定に基づき申請又は提出する書類の押印等が不要となりました。

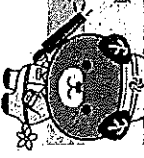
押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(国土交通省令第98号)の施行(令和3年1月1日)に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)の一部が改正され、建設業許可申請等に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。

☑押印が不要となる様式等については、次のとおりです。

◆建設業法施行規則(省令)等

第1号	建設業許可申請書	第6号	誓約書
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	第7号の2	常勤役員等及び直接に補佐する者の証明書
第7号の3	健康保険等の加入状況	第9号	写真技術者証明書
第9号	実務経験証明書	第10号	指定監督の実務経験証明書
第12号	許可申請者の住所に関する調査	第13号	令第3条使用人の調査
第22号の2	変更届出書	第22号の3	届出書
第22号の4	廃業届	第22号の5	譲渡及び継受け認可申請書
第22号の6	誓約書	第22号の7	合併認可申請書
第22号の8	分知認可申請書	第22号の9	届出書
第22号の10	相続認可申請書	第22号の11	誓約書
第22号の12	届出書	第7号、第7号の2関係	第三者証明書
第9号、第10号関係	第三者証明書	その他	許可証明書
その他(例8a)	委任状	その他(例8d)	許可申請の取下げ願
その他(例8b)	決算変更届表紙	その他(例8e)	許可申請の取下げ願
その他(例8c)	認可の取下げ願	その他(例8f)	認可申請の取下げ願



建設業の許可等に係る書類が簡素化されます!

(令和2年4月1日～)

○經由事務の廃止について

国土交通大臣許可業者について、建設業許可申請(新規・更新)、決算変更届出等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、県機関を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参により提出することになります。

○国家資格者等・監理技術者一覧表の廃止について

許可申請時等に提出を求めている『国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)』については、提出を不要とします。

○営業所に関する書類の簡素化について

・営業所の地図については、提出を求めないこととします。
 ・営業所を使用する権原を確認する書類(不動産登記簿謄本・賃貸借契約書の写し等)については、提出を求めないこととします。
 *なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別を記載いただくこととします。

○令第3条使用人に関する書類の簡素化について

建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性等を確認するために求めていた『住民票、健康保険証の写し等』及び権限を確認する『委任状等』は、提出を不要とします。

○経営業務管理責任者等に関する書類の簡素化について

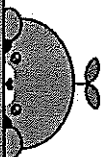
経営業務管理責任者及び営業所専任技術者の常勤性等を確認するために求めていた『住民票』は、提出を不要とします。



お問合せ先
◆愛媛県土木部土木管理課
 TEL:089-912-2644
 FAX:089-912-2639

令和2年10月1日から

健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスキングをお願いします。



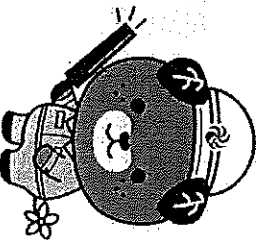
医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いられているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証（写）」等が提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

（例）

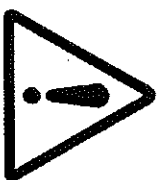
健康保険被保険者証	本人（被保険者）	平成〇〇年〇月〇日交付
氏名	〇〇〇〇	マスキング
生年月日	平成〇〇年〇月〇日	マスキング
性別	〇	マスキング
資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日	マスキング
重要所名称	株式会社 〇〇	マスキング
保険者番号	〇〇〇〇	マスキング
保険者名称	〇〇市〇〇町〇〇	マスキング
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇	マスキング



四国地方整備局の大臣許可業者のみなさまへ

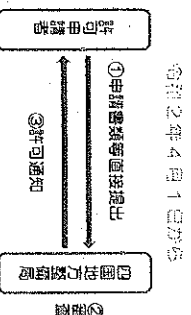
＜四国地方整備局管内（徳島、香川、愛媛、高知県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の方が対象です。＞

国土交通大臣許可業者の書類提出先が変わります。



令和2年4月1日から

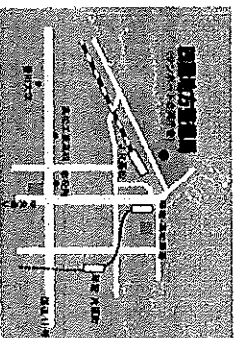
建設業許可申請（新規・更新等）、決算変更届等の各種届出、経営事項審査の各種書類は、都道府県を経由することなく、四国地方整備局へ直接郵送または持参による提出することとなります。



※詳細は随時、四国地方整備局ホームページにてお知らせします。

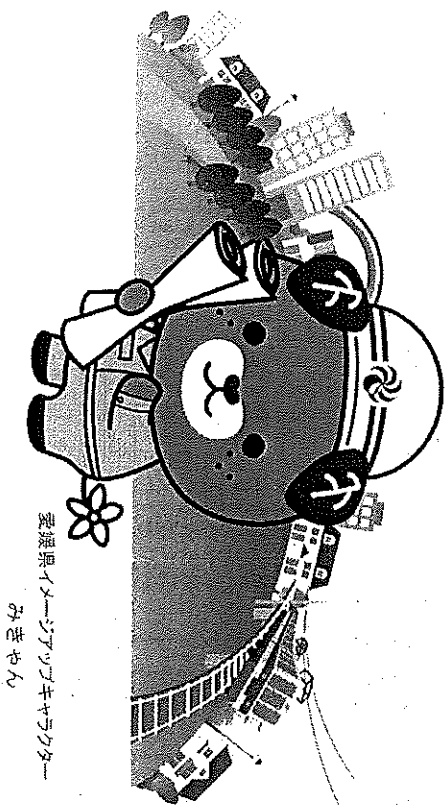
＜郵送先＞
〒760-8554
香川県高松市サンポート3-33
四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課 建設業係 宛

＜持参先＞



■ 問い合わせ先
四国地方整備局 建設部
計画・建設産業課 建設業係
☎ 087-851-8061（代）

国土交通省 四国地方整備局



【お問い合わせ先】

愛媛県 土木部 土木管理局
土木管理課 契約・建設業G
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話：089-912-2643
FAX：089-912-2639